黒井産業廃棄物不法投棄の撤去の撤去のために

報告:熊本一規(明治学院大学名誉教授)

日時:2024年2月24日午後2時~4時半

場所:下関市民活動センター大会議室

主催:日本とコリアを結ぶ会(ニッコリ会)

1. 廃棄物とはなにか

- (1) 廃棄物処理法上の定義
 - •「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物 又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。
 - •「不要物」か否かは、占有者の意思による。

(2) 廃棄物の分類

- ・廃棄物 → 一廃と産廃
- ・一廃 → 家庭系一廃と事業系一廃
- ・産廃は20種類(種類によっては業種が限定されている)。

廃棄物の分類

家庭系廃棄物

一般廃棄物

事業系

一般廃棄物

産業廃棄物

注:事業系廃棄物は、

主として生産過程から出るもの

消費過程から出るもの

→産廃

→事業系一廃

- 燃え設
- 汚泥
- 廃油
- 廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず(建設業、パルプ・紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷業など)
- ・ 木くず(建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業など)
- ・繊維くず(建設業、繊維工業、PCBが染み込んだもの)
- ・ゴムくず
- 金属くず
- ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ・ 鉱さい
- · がれき類
- ・ばいじん
- ・ 動植物性残渣(食料品製造業、医薬品又は香料製造業、食肉処理業)
- ・ 動物性不要固形物(と畜業、食鳥処理業)
- ・動物の糞尿(畜産農業)
- ・動物の死体(畜産農業)
- ・ 上記19種類の産廃を処分するために処理したもの

産業廃棄物の種類

(括弧内は業種による限定) 黄色マーカーは安定五品目

2. 廃棄物の処理

 排出→収集・運搬→中間処理→最終処分
 中間処理は、焼却、破砕、中和、脱水、乾燥など 最終処分は、埋立処分と海洋投入

- 埋立処分には三種類
- ①安定型処分場・・・・安定五品目の産廃
- ②管理型処分場・・・・一廃及び地下水汚染の恐れのある産廃
- ③遮断型処分場……有害産廃

廃棄物の処理

• 廃棄物の排出(一廃は家庭・事業者、産廃は事業者)

 \bigcup

・収集 (一廃は市町村・一廃業者、産廃は産廃業者)

 $\downarrow \downarrow$

• 中間処理(焼却,中和,脱水,乾燥など)

 \bigcup

• 最終処分(埋立処分、海洋投入処分)

有害産廃の判定基準

種類	特定施設	試験	最終処分
燃えがら		溶出試験	・判定基準を超えないもの
ばいじん	特定		→管理型処分場
汚 泥			・コンクリート固形化した後にも判定基準を超えるもの ⇒ 遮断型処分場
鉱さい	なし		
廃 油		含有量試験	海洋投入
廃 酸	特定		
廃アルカリ			

最終処分場の構造基準

種類	必要な設備	受け入れる廃棄物
安定型	囲い、立札、擁壁等	産廃(安定五品目) -ゴムくず - 金属くず - ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず - がれき類 - 廃プラスチック類
管理型	囲い、立札、擁壁、 遮水工、集水管、汚水処 理施設、開渠等	産廃(地下水汚染の恐れのある産廃) 一廃
遮断型	囲い、立札、雨水流入 防止設備、コンクリート の箱・覆い、開渠等	有害産廃

廃棄物処分場

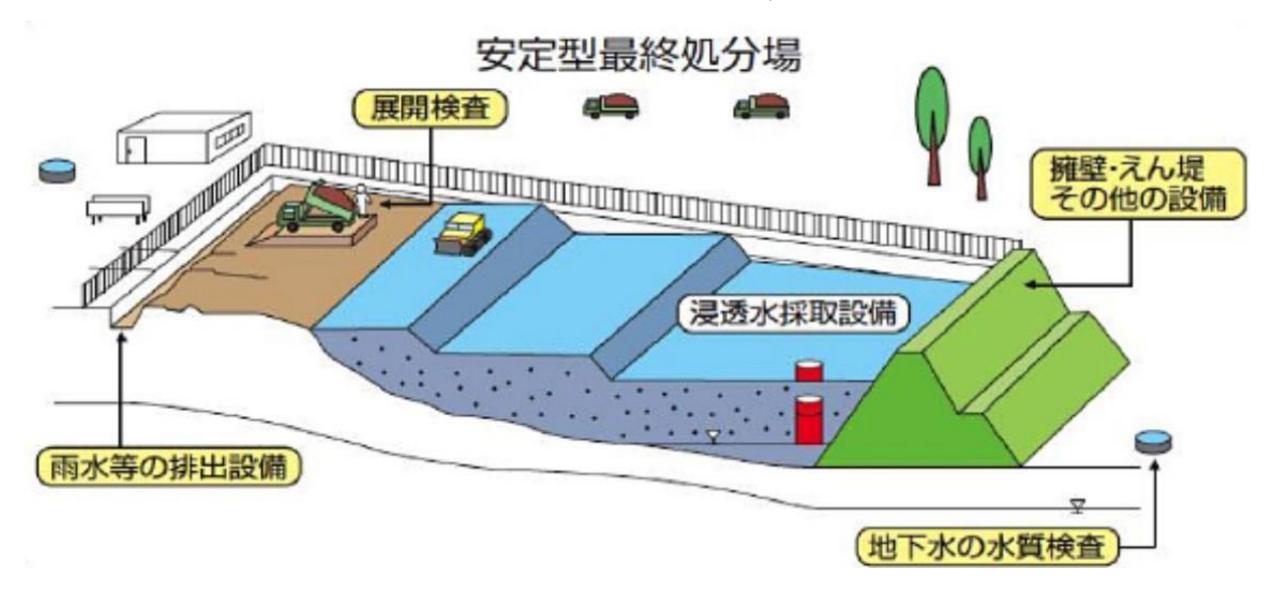


管理型処分場(綾町)

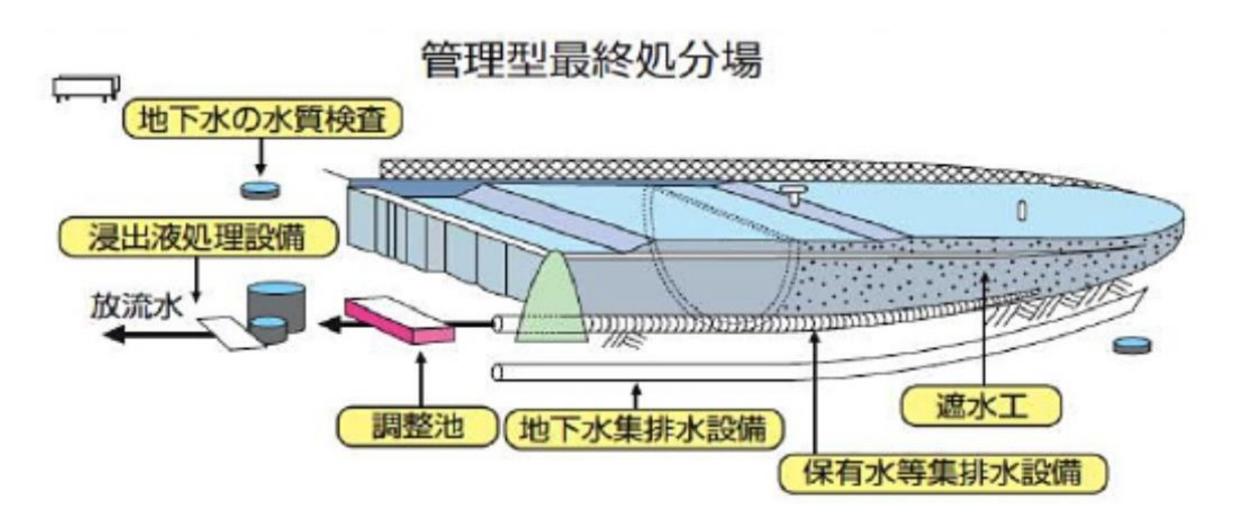


海面処分場(東京)

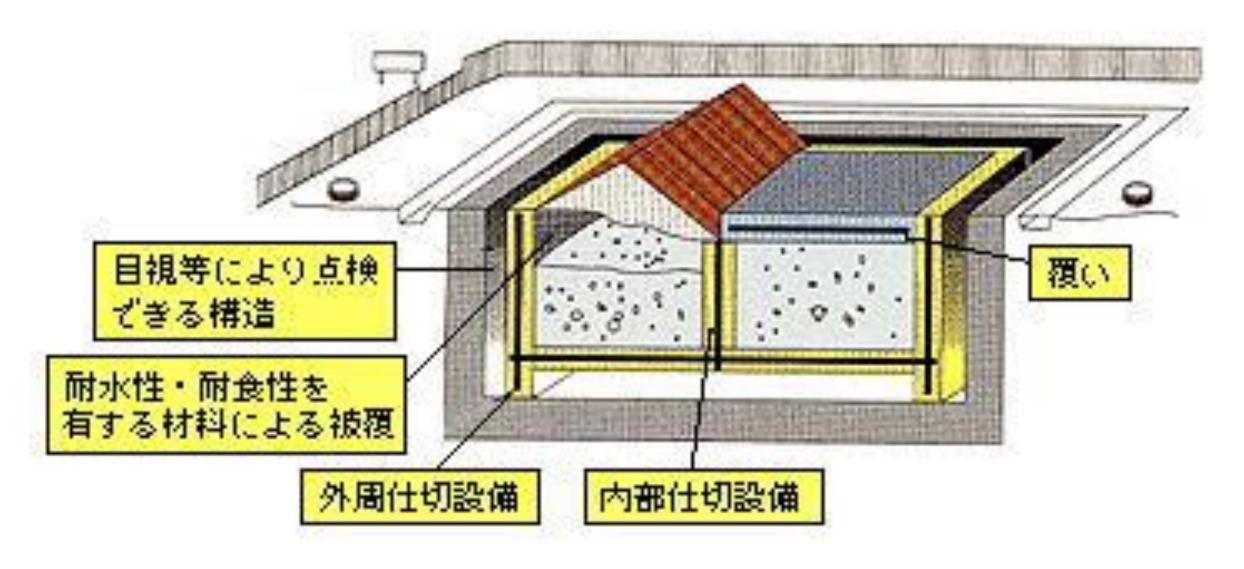
安定型処分場



管理型処分場



遮断型処分場



3. 廃棄物の不法投棄とは その1

(1) 主な不法投棄のケース

ケースA:処分場でない土地に廃棄物を投棄した場合

ケースB:20種類の産廃のそれぞれに応じた埋立処分又は海洋投入がなされない場合

(2) 不法投棄の常套手段

- ・廃棄物でなく資源(「占有者の意思」を利用)・・・・豊島事件
- •有価物偽装



3. 廃棄物の不法投棄とは その2

(3)「廃棄物とは」についての環境省の総合判断説

「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために <u>不要になったもの</u>をいい、これらに該当するか否かは<u>占有者の意思、その性状等を総</u> <u>合的に勘案</u>して定めるべき」

・基本的には「占有者の意思」、それを補う基準として「性状等」

[参考]最高裁平成11年3月10日判決(「おから事件」判決)

自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。

3. 廃棄物の不法投棄とは その3

(4) 産廃の埋立処分基準と保管基準

産廃の処分については廃掃法施行令に定める「<mark>埋立処分基準</mark>」が、また、その保管については廃掃法施行規則に定める「<mark>産業廃棄物保管基</mark>準」が、それぞれ適用される。

産廃が、いずれの基準をも満たさずに放置されている場合には、不法 投棄に当たる。

[参考] 廃掃法16条:何人もみだりに産廃を捨ててはならない。

不法投棄すると、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられる。 ・保管基準に違反すると改善命令の対象となり、命令に従わなかった場合、3

年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはその両方が科せられる。

産廃の保管基準

産業廃棄物保管場所掲示板の例

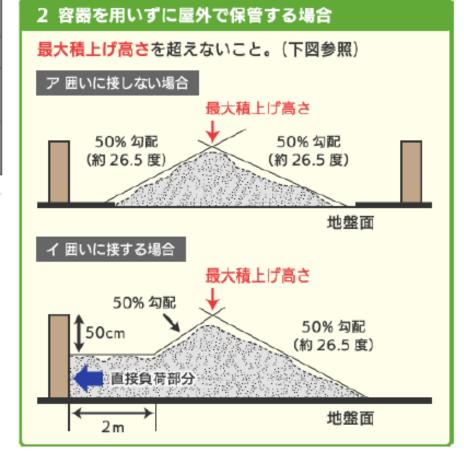
\uparrow	産業廃棄物保管場所			
—— 90cm以上	保管する廃棄物の 種類	廃プラスチック類		
	管理者の氏名 又は名称	〇× 産業株式会社 管理課 〇〇太郎		
	連絡先	000-123-0000		
	最大保管高さ (※1)	Om		
	最大保管量 (※ 2)	Om³		

- ------- 60cm 以上
- ※1 屋外で容器を用いずに保管する場合に表示が必要
- ※2 排出した場所以外で保管する場合に表示が必要
- ※3 石綿含有産業廃棄物については、他の産業廃棄物と混合しないよう区分して保管するとともに、保管されている旨記載が必要

廃棄物の飛散、流出、地下浸透、 悪臭発散防止のため措置

1 汚水が生じる恐れがある場合

排水溝、その他の設備を設け、底面を不浸透性材料で覆うこと。



4. 黒井事件は不法投棄にあたるか その1

・下関市の見解1:「コンクリートくず混じりの残土」は産廃ではない。反論:「残土の不法投棄」でなく「コンクリートくずの不法投棄」を問うている。

・下関市の見解2:廃棄物の排出者等が明らかでない。

反論:排出者が特定されなくても不法投棄。

排出者を特定して責任を追及しなければならない。

ex. 産廃 G メン (千葉県庁 石渡正佳氏)

・下関市の見解3:生活環境保全上の支障が生じる恐れがない。

反論:生活環境保全上の支障が生じるか否かは不法投棄と関係ない。 (「安定五品目の不法投棄」から明らか), ex. 伊万里射撃場

下関市の見解4:「廃棄されたものなら廃棄物」

反論:廃棄(排出)される以前に「廃棄物」となっている。

「産廃の保管基準」、「廃棄物の分別排出」、「ごみ屋敷」等から明らか。

4. 黒井事件は不法投棄にあたるかその2

結 論

①コンクリートくずは、「コンクリートくず」であるだけで産廃。 「占有者の意思」に基づいても性状に基づいても産廃。

②コンクリートくずが保管基準も埋立処分基準も満たさずに 放置されているから、不法投棄。

付論:不法投棄をいかに追及できるか その1

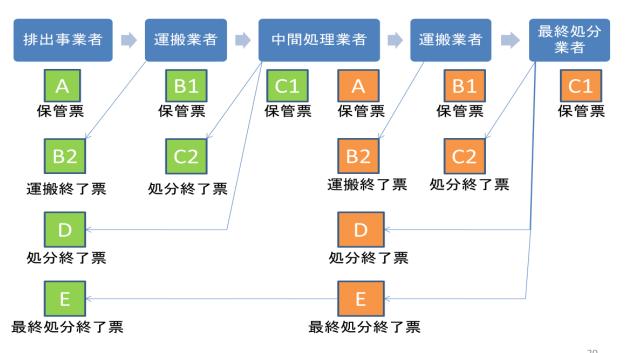
- ①下関市は改善命令を出すことができる 下関市は改善命令(産廃の処分方法の変更その他必要な措 置を命じること。廃掃法19条の3)を出すことができる。
- ②下関市が措置命令を出すことは困難

下関市が措置命令(不法投棄の結果、生活環境保全上の支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合に支障の除去を命じること。廃掃法19条の5)を出すことは困難。

*.'コンクリートがらによって生活環境保全上の支障が生じると は言い難い。

付論:不法投棄をいかに追及できるか その2

廃棄物管理票(マニフェスト)制度



- ③マニフェスト義務違反を犯した者には罰則(一年以下の懲役又は100万円以下の罰金)あり(廃掃法27条の2)。
- ④不法投棄に罰則あり 不法投棄には5年以下の懲役もしくは千万円以下の罰金又はその両方が 科せられる(25条)

付論:不法投棄をいかに追及できるか その3

5国家賠償法

第一条

- 1 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて<mark>違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。</mark>
- 2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。